

久留米市Z E H化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の省エネルギー性能の向上を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 久留米市Z E H化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）（以下「Z E H」という。）は、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(2) B E L S

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(3) 国Z E H補助金

別表1に掲げる国が実施するZ E Hを対象とした補助金をいう。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に該当する要件をすべて満たす久留米市内の戸建住宅とする。

(1) 本事業と同一年度内に、国Z E H補助金の交付決定を受けていること。

(2) B E L S評価書で、『Z E H』であることを証明できること。

(3) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が常時居住する住宅であること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象住宅を導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

(1) 補助対象住宅を新築する事業

(2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業

(3) 既存住宅をZ E Hに改修する事業

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 「くるめエコ・パートナー」会員であること
- (2) 市税を滞納していないこと

(補助金の額等)

第7条 補助の対象となる経費は、国ZEH補助金の補助対象となる設備の補助対象住宅への導入に係る経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、補助金の額は1戸あたり5万円とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、国ZEH補助金の交付決定後に申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請者は、久留米市ZEH化推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、別表2に定める書類を添付して申請しなければならない。
- 3 補助金の交付申請の受付は、交付決定額が予算額に達した日で終了するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、すみやかに審査し、規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定し、申請者に対し規則第7条の規定に基づく通知を行うものとする。

(中止の申請)

第10条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業を中止しようとするときは、規則第12条の規定に基づき、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第9条の通知を受けた日が属する年度の3月31日(市の休日にあたる場合はその直前の休日でない日)までに、久留米市ZEH化推進事業実績報告書(第2号様式)に、別表3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象住宅の管理)

第12条 補助事業者は、補助金受領日から6年間は補助対象住宅の適切な維持管理を行わなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象住宅が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の期間内において、補助対象住宅を売却し、譲渡し、貸与し、担保に供し、又は処分しようとするときは、規則第12条第1項の規定により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、前条第2項の承認を受けた場合、又は補助金の交付を受けた後に国ZEH補助金の取り消しが判明した場合、既に交付された補助金の全部又は一部を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。この場合において、返還しなければならない補助金の額は、市長がその都度定める。

(報告)

第14条 補助事業者は、補助金交付後に、エネルギー使用量及び発電量に関する定期報告をしなければならない。対象期間は、補助対象住宅の導入後2年間とする。

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、補助対象住宅の施工完了後の状況等について、調査することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

事業主体	対象補助事業名
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業）のうち、Z E H 支援事業
国土交通省	子育てエコホーム支援事業のうち、注文住宅の新築または新築分譲住宅の購入により Z E H を導入する事業

別表 2（第 8 条関係）

交付申請時の添付書類
補助事業に係る契約書の写し （契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること）
国 Z E H 補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書の写し
市税の滞納がないことの証明書（原本）（発行から 1 か月以内のもの）
「くるめエコ・パートナー」市民会員参加登録申請書
申請書類の内容に関する連絡先（第 3 号様式）
その他市長が必要と認める書類

別表 3（第 1 1 条関係）

実績報告時の添付書類
住民票の原本（発行から 3 か月以内のもの）
国 Z E H 補助金の執行団体から送付を受けた補助金確定通知書の写し ただし、執行団体に完了の報告を行い、審査が始まっているものの、市の実績報告書提出期日までに当該通知書が届いていない場合は、執行団体への実績報告時に提出した書類の写しを提出すること。
補助対象住宅の B E L S 評価書の写し
その他市長が必要と認める書類